

第20回 安来市農業委員会議事録

令和7年2月21日 午後2時00分 第20回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	岩崎 金己君	2番	添田 俊之君	3番	新田 徹君	4番	横山 芳明君
5番	永塚 知芳君	6番	足立 仁行君	7番	北中 宏一君	8番	木戸 芳己君
9番	武上 隆雄君	10番	仲佐 久子君	11番	北川 正幸君	12番	新田 里恵君
13番	塩見 秀雄君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	17番	吉村 正君
18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君				

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和7年2月21日 1日
日程第 3	議第83号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第84号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	報第79号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について
日程第 6	議第85号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	議第86号 安来市切川地区工業用地造成事業に対する意見の決定について
日程第 8	議第87号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	報第80号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 10	報第81号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第82号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第20回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第20回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：齋藤 哲君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により7番 北中委員、8番 木戸委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君
日程第3 議第83号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
2ページをご覧ください。別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、もともと水の確保が難しい農地でありましたが、およそ50年前頃、申請者の親が高齢化し耕作が難しくなった際、後継者の不在により、耕作をあきらめ、原野化し現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について19番 渡辺委員 お願いします。

19番：渡辺 和則君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君
次に、現地調査報告を3班19番 渡辺委員 お願いします。

19番：渡辺 和則君
19番 渡辺です。今月の現地調査班の報告をいたします。今月の調査班は3班で横山班長以下、新田徹委員、武上委員、新田里恵委員、佐々木委員、渡辺と事務局より堀江局長、加藤主幹の計8名で行いました。昨日の13時30分、農業委員会会議室におきまして集合し、事前に概要説明を聞き現地に向

かいました。ただ今の非農地証明願の案件でございますが、現地では私の方が説明をさせていただきました。所在は[REDACTED]、地目台帳 田、利用状況は原野であります。先ほど事務局より報告がございました。元々水の確保が難しい農地ではありました。進入道路等も旧道からも困難なようなところございまして、その上にバイパス、今の安来木次線の拡張工事に伴いまして、この農地がかかり現在その農地の左側にある農地になっておりますが、この残地が残っていたという感じのところでございます。先ほど説明がありましたように後継者もおらず、50年余り放置された土地でございました。調査に上がりまして雑木が繁茂し、非農地に該当するんじゃないかというような状況になっておりました。調査班といたしましては許可妥当だと判断させていただいたところでございます。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第84号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページから7ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は0.8キロメートル、農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、自走草刈機1台を所有しています。労働力は本人と妻、子の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し[REDACTED]です。2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は0.1キロメートル、農機具は軽トラック1台、草刈機2台を所有しています。労働力は本人と妻、ご両親の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し[REDACTED]です。3番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100メートル、農機具はトラクター1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し[REDACTED]です。4番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は車で15分、農機具は管理機1台、ドローン1台を所有しています。労働力は本人のみです。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、[REDACTED]です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番のから3番の案件について 5番 永塚委員
お願いします。

5番：永塚 知芳君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君

4番の案件について 8番 木戸委員お願いします。

8番：木戸 芳己君

8番 木戸でございます。4番案件について説明させていただきます。申請土地は安来市立第一中学校の裏と安来消防署の間にありまして、吉田川の堤防に隣接している市街化区域内の2筆であります。譲受人は兵庫県豊岡市に本社があり、鳥取県大山町に支店がある農業法人の代表取締役であります。現在、名古屋に居住しておりますが、申請土地の管理は米子市在住の従業員2名が主にやる予定です。2筆とも土地の形状の変更はなく耕作をする予定です。■■■■■は小麦、レモン、オリーブ、山椒。■■■■■は小麦を予定しております。その土地を試験的に耕作し、気象条件、土質等条件に合った作物を安来で大規模に耕作する予定です。譲受人は安来市鳥木町に土地建物を取得済みで、家をリフォームして将来住居を構えて農業をしたい意向です。譲渡人は高齢になり、土地管理が出来なくなり、息子は公務員でなかなか耕作が出来ず管理をしていましたが、譲受人を探していたところ今回見つかって譲渡することになりました。以上でございます。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番から4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。1番から4番について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

日程第5 報第79号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定による2a未満農地の転用の届出がありましたので報告するものです。9ページに案件の内容、10ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条による2a未満農地転用の届出は、1件です。1番の転用目的は農業用施設（農業用倉庫）です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第6 議第85号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

11ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。12ページに案件の内容、13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農業公共投資の対象農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。また、現在行われている宇賀荘第3地区区画整理事業において、創出された非農用地予定地で、換地処分前の農地です。転用の目的は、集会所の新築および多目的広場、廃棄物集積場、駐車場の新設で、権利の種類は所有権の移転です。登記については換地処分時に行われる予定です。譲受人は清井町地内で地域的な共同活動を行う地縁団体ですが、現在使用している集会所の老朽化と、トイレや間取りなど使用面での支障や駐車場がないなどの不満があがるのにもない、移転新築、廃棄物集積所、多目的広場、駐車場の整備を計画され、適地を検しておられました。本事業は、ほ場整備事業の一環で計画をされ、自治会の構成員誰もが利用しやすい場所である本申請地を選定し、譲り受けられるものであります。これは農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると考えております。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は■■■■です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について、12番 新田委員お願いします。

12番：新田 里恵君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告をを3班19番 渡辺委員 お願いします。

19番：渡辺 和則君

農地法第5条の規定による許可申請の調査班の報告をさせていただきます。現地では新田里恵委員の説明を受けました。転用事由等につきましては先ほどの事務局の説明通りでありますので割愛をさせていただきます。申請地に対しましては、現在行われている宇賀荘第三地区整備事業において創出された非農用地予定地です。農振除外等も済んでおりまして、転用計画の説明をさせていただきます。14ページの位置図をご覧くださいませ。位置図を使って説明させていただきたいと思っております。まず■■■■、3140㎡のうち499㎡とあります。赤い斜線の部分でございますが、斜線ブルーと紫と黄色というそれぞれ地番がありますが、この地番が前面の道路の高さに盛土がされておりました整地がされております。そしてこの配置でございますが、転用の計画されている配置でございますが、赤い斜線の部分の499㎡の部分の一番右側、図面で見いただきますと右側が廃棄物の集積場となり、そしてその隣の赤い斜線部分が集会所の建物用地と使われる予定だそうでございます。それからブルーと紫の所は多目的広場、それからその隣に農地に耕作道といひますか道路がつかまし

て、その道路の左側、黄色い斜線の部分でございますがここに12台分の駐車場を設けるという計画だそうでございます。そして集会所の用地の赤い斜線部分の前に水色の側溝水路の表示がしてあります。ここに集会所の用地の前に進入路、U字溝をかぶせてその上に土羽を敷き進入路として利用されるということだそうでございます。そしてこの土地の北側といいますか、農地側でございますが、農地よりは30cm40cm程度高くなっておりまして、そこには農道が付くようになっておりました。これも土羽で整地されて使われるという説明を受けました。そして集会所の污水につきましては、前面道路に集落排水が入っておりまして、これに接続をされるということでございます。雨水につきましては既設の側溝水路、これに流すという形のものでございます。隣接農地につきましては、影響はないということを調査班としましても話したところでございます。そして必要な書類、開発行為の許可申請書、土地改良区の意見書、清井自治会の臨時総会議案の議事録、隣接農地の同意書、水利組合の同意書それぞれ必要な書類が添付してあり、調査班としましては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上でございます。

議 長：齋藤 哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
日程第7 議第86号 安来市切川地区工業用地造成事業に対する意見の決定について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来市切川地区工業用地造成事業につきましては、15から21ページに申請位置の地図をつけておりますのでをご覧ください。詳細につきましては、島根県企業立地課から説明があります。以上です。

島根県商工労働部企業立地課：原 翔一君
今日、農業委員会の貴重な時間を頂戴いたしまして、ご説明させていただきます。私、島根県の企業立地課の原と申します。今日は説明させていただきます。よろしく申し上げます。

島根県商工労働部企業立地課：福原 祥宏君
同じく島根県庁の企業立地課 福原と申します。村田さんとの色々なやり取りをこちらの方でまとめてやらせていただいております。よろしく願いいたします。

15ページをご覧いただければと思います。こちらの文書の題名の所にございますけれども、安来市切川地区工業用地造成事業に関する意見照会についてということで、照会を県の方から出させていたでおります。まず、こちらの事業なんですけども切川地区の約20haという大きな土地について村田の新工場の用地として県が造成いたしまして、村田へ売却するという事業になっております。こちらの造成地につきましては地権者の皆様に同意をいただきまして、昨年12月21日に地元説明会をアルテピアの方でさせていただきまして、村田さんが用地造成に向かうことを正式に発表されました。年末に新聞記事などに出ておりましたので、ご存じの方も多いかなというふうに思っております。この事業につきましてはですね、農地法の5条の第1項の1号の規定による農地転用の許可が不要となる「地域振興上必要性が高い県が行う開発行為」というような形で整理をしたいというふうに考えておまして、こういった形に考える理由ですとか、あとは事業の概要について今日説明させていただきたいというふうに思っております。下の記の所に書いておられますけども1、2、3と資料を出させていたでございまして、今回議案に付いているのは1と2の資料になります。それを説明させていただきたいと思ひます。3につきましては量も膨大ですし、委員会さんには提出させていただいておりますけども議案については省略させていただきたいと思ひています。1ページめくっていただきまして16ページをご覧いただきたいと思ひます。こちらについて「地域振興上必要性が高い県が行う開発行為」とする理由書ということで、こういった理由で県は整理したいと考えております。1行目のところですけども雇用計画数が約1000人を超える規模という大規模な立地案件であります。初期投資はもとより工場設置によって地元企業さんとの取引ですとか従業員さんの経済活動などで、地元の安来市さんだけではなくて県全体に大きな影響を与えるというふうに考えております。こちらの地域経済の活性化という点で非常に寄与するのではないかとこのように考えております。あと2段落目のところですけども、出雲村田さん、例年120名程度の新卒採用などしておられまして、安来市においても県内就職の契機になるのではないかとこのように考えております。ひいては定住の促進にも繋がるのではないかとこのように考えているのが2点目でございます。3段落目見ていただきますと農業振興上におきましても工場立地によって働き口ができるということで、兼業農家さんらの所得向上ですとか後継者問題など、こういったものにも寄与するのではないかと考えております。4段落目のところ書いてございまして、こういった大きな事業を土地利用の関係から村田さんが自ら行うことになりまして、かなり時間がかかってしまうという事もありまして、今回、県と安来市の方で協力させていただきまして、最後のところにございんですけども令和12年を目途に工場を完成させたいと考えておまして、そのスケジュール感で進めさせていただきたいと考えているところでございまして、一番下の所に※印で参考と書いてございまして、静岡県、愛知県におきましてもこういった1社のためのオーダーメイド型の工場用地の造成ということはやっておりますので、これを参考に今回安来でも実施をさせていただくということになります。続いて18ページから事業の概要という事で資料をつけさせていただいておりますので、18ページの方ご覧いただければと思います。1.現状ということで、ちょっと重複になるかもしれませんが、株式会社出雲村田製作所さんが、安来市切川地区に新たな工場設置を検討しておられるということでございまして。今年度、令和6年度につきましては用地交渉、地権者さんに具合を聞いたりですとか地形測量、こういった各種調査事業を行ってまいりました。出雲村田製作所さんが県からの情報提供を踏まえて令和6年12月、昨年末のところ用地造成に向かう事を正式に決定されたということでございまして。四角括弧の企業概要ですけども、出雲村田製作所さんは今ある工場は斐川町の方にございまして。設立は1983年という事で、約40年間地域に根差して事業を展開しておられるという事です。従業員さんは約5000人おられるということでございまして。株式会社村田製作所、京都にありますけども100%出資の子会社ということになります。右側の立地計画のところをご覧いただければと思います。こちらについて竣工時期につきましては令和12年ごろを目標に検討しておられます。雇用計画につきましては操業当初は200名程度ですけども、将来的には1000人の見込みということでかなり大規模な工場ということでございまして。左下、候補地の概要という事で切川地内の約20haの農地ということになります。3ページほどめくっていただきまして21ページの方に航空写真を載せさせていただいておりますので、こちらで見ていただくと良いのではないかとこのように思ひます。東西南北、方角が書いてござい

す。右が北というふうになっておりますけども、こちら見ていただきますと山陰道が走っておりまして向こう側にアルテピアが見えるというような位置関係になっております。西側は井越地区だと思いません。南側は竹鼻農道がありまして竹鼻の集落が広がっていると、下の方が東とちょっと見えにくいかもしれませんが書いてありまして、ここに保育所があるという状況です。赤で四角括弧してあるのが20haの事業用地の範囲になります。赤で囲まれている北側と山陰道の間はSICが出来る予定になっておりまして、こちらについても2月5日のところで安来市さんとネクスコさんの方で地元の方に説明会をされているというふうにお聞きしております。場所につきましては大体このあたりの農地ということで確認していただければと思います。またページを戻っていただきまして18ページのところですけども、スケジュールのところをご覧くださいまして、令和6年12月までに村田さんの方で正式に用地造成に向かうことが決定しております。ポツでずっと書いていますけど、農振除外ということで安来市さんが農振除外の手続きを令和6年の11月末にすでに行っておられます。農地転用の決定ということで、今回農地転用の許可が不要という案件ではございますけれども、県の意思決定としまして年度末までのところで知事決裁をというふうに思っています。用地買収、設計などについては来年度、令和7年度になっていまして、造成工事を1期と2期に分けて令和8年から令和12年まで行う予定になっております。造成工事をしながら村田さんの工場建設も進んでいまして、令和12年に工場完成を目途で事業を計画されているところでございます。続いて19ページをご覧くださいまして、農地転用に係る手続ということでこちらも重複になりますけども、今回の開発につきましては農地法第5条第1項第1号に照らして転用許可が不要となる「地域振興上必要性が高い県が行う開発行為」として整理したいと考えています。先ほど16ページの方でもご説明させていただいたように、地域経済の活性化ですとか定住の促進に大きな効果があるということをご理由にしたいと考えております。その下のポツのところですけども、ただしそうは言っても県による許可不要案件でありまして農業上の土地利用ですとか、農業振興政策の推進に支障が出ないような形で進めたいと考えておりまして、通常の農地転用の手続と準じて必要な整理は行いたいと思っております。具体的に言いますと下の方書いてありますけども、周辺農地の営農される皆さんですとか地域農業の振興に支障が出ないような形で、農道や用排水路の付け替えをしっかりと行ったりですとか、災害対策の方もしっかりと行いたいと思っております。また、代替地を希望される農業者がありましたら安来市さんと協力してそういった確保にも協力したいと考えております。また、事業内容を説明いたしまして隣接農地の所有者さんですとか、切川から下流の方の水利関係者の皆さんから同意書をいただいております。今回農業委員会さんで説明をさせていただいたり、土地改良区の理事会にもお邪魔させていただいて事業の内容を説明させていただいているところでございます。ちなみに事業用地内は地権者が62名おられまして皆さんから同意書をいただいております。また、隣接農地の所有者さんも約20名おられまして皆さんから同意書をいただいております。また水利関係者の皆さんについては切川地区、飯島地区、今村地区、下坂田地区、灘今津、福井、別石こういったところの水利関係者の代表者さんにお話をさせていただいたところでございます。20ページの方をご覧くださいと思います。工場工事の関係について説明させていただきたいと思っております。排水ルートにつきましては頭無川に排水し中海に流入させるという予定になっております。先ほども申し上げましたけど、切川の水利組合さんですとか頭無川から下流の水利関係者の皆さんについては別途ご説明しております。また中海で漁業をされている全ての漁協さんに対してもこのペーパーでご説明させていただいております。造成工事中の濁水等についてですけども、今回の造成工事の主たる工事は盛土工事と地盤改良工事を行いたいと思っております。施工中はしっかりと調整池などを設けてまして県の工事の基準に基づいて周辺に影響が出ないように対策を行いたいと考えております。工場排水の内容についてですが具体的な工場の規模などはまだ未定でございます。出雲工場の排水の状況について下の表にまとめておりますのでご説明させていただきたいと思っております。排水は大きく3つに分けて出ておりまして、まず処理水ということで用途のところを見ていただきますと、出雲工場は積層セラミックコンデンサという小さな電子部品を作っているんですけども、製造過程で磨いたり洗ったりするような水が出るということで、排水方法としましてはセラミックなどの不純物を洗い流すということで、それをろ過沈殿をさせてきれいにしたうえで河川放流して、最終的には出雲は宍道湖の方へ流入します。②としまして冷却水が出るということで、これは生産装置とかは熱を持ちますの

で冷却に利用されているようです。こちらは場内の調整池を経由しまして河川放流して、最終的には宍道湖に流入しているという状況のようです。生活排水につきましてはトイレとか洗面所等で出ますので、これについては公共下水道へ直接放流されているという状況のようです。ただ、安来工場の予定地は下水道が未整備ということになりますので、生活排水につきましては浄化槽経由で頭無川へ放流するという予定が現在のところということでございます。駆け足にはなりましたがご用意させていただいた資料の説明を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問のある方はご発言をお願いします。

4番：横山 芳明君

はい。

議長：齋藤 哲君

4番 横山委員。

4番：横山 芳明君

4番 横山です。これはこれで大変良いことですが、なかなか大会社ですので従業員も将来1000人を目指しているということですが、ご存じのようにこちらも人手不足でございまして後継者も農業をやる若者もだんだん減る一方でございます。そこで人集めですけれども出来るだけ県の出身者のUターンIターンを促していただいて、今都会に働きに出ている者も、働き場所がないからという人も結構いると思いますので、そこら辺こういう大会社ができるので戻ってこないかというようなことも働きかけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

島根県商工労働部企業立地課：原 翔一君

ご意見いただきまして大変ありがとうございます。県の方でも商工団体さんとかにもこの事業の説明をさせていただいたり、知事が各地に出かけて行ってお話をいただく中でまさに今おっしゃったことをご意見いただきまして地元にも大きな企業が安来市内にもありますので、そういったところなるべく影響を与えないように、県の定住財団などもありますのでU・Iターンに力を入れた形で採用をすると、また操業当初もいきなり新規採用で採っていくわけではなく、出雲工場の方を配置替えて持ってきたりとかなるべく急激な変化が起きないように対応したいという形で村田さんも調整を図っているところですし、U・Iターンの雇用計画も作ってもらうように調整をしていきたいと思っていますので、回答に代えさせていただきますと思います。

議長：齋藤 哲君

他にありませんか。

13番：塩見 秀雄君

はい。

議長：齋藤 哲君

13番 塩見委員。

13番 塩見 秀雄君

13番 塩見です。この村田の企業さんが来られるということで大変喜ばしい話ですけども、面積としても相当な面積であります。先ほども説明がありましたけども大量の水が使われるということがまず考えられますけども、周辺の農地との兼ね合いですね、このへんでトラブルが起きないように農業委員

会としては意見要望したいと思いますが、水がこの辺りで相当多く水があるという状況の場所ではないと私は思っていますので、そのへんで工業用水としてかなり使うという中で、農業用水との兼ね合いで、このへんのトラブルが無いように設計段階から水路の関係とかそういうものも十分練っていただきたいと思っています。要望としてお願いします。

島根県商工労働部企業立地課：原 翔一君

ご意見いただきまして大変ありがとうございます。土地改良区の理事会でお話したときも同様のご意見をいただきまして、しっかり調整をさせていただいて支障が無いようにして進めたいと思っています。村田さん工業用水日量7000m³使う予定にしております、そういった話をさせていただいたときに農業用水との兼ね合いで支障が無いようにとお話しいただきましたので、しっかり企業局の方でもどれだけ使うかという計画を立てて、支障がないようにさせていただきたいと思っています。ありがとうございます。

議長：齋藤 哲君
他にありませんか。

17番：吉村 正君
はい。

議長：齋藤 哲君
17番 吉村委員。

17番 吉村 正君
吉村ですが、このスケジュールの中で代替地を希望する農業者の方に対する聞き取りとか対応等のタイミングはどの辺の時期にやられるんですか。

島根県商工労働部企業立地課：原 翔一君

ありがとうございます。今年度すでに地権者の皆さんには用地交渉というか同意書をいただいております、それと合わせて農業者の皆さんにもお話をお聞きしているところでございまして、今、一通り事業地内の地権者さんにもお話を聞いて、利用権で農業をされている方についてもお話も聞いておりました、今のところ行政の方に代替地を希望するという声はいただいておりますので、今後あればいろいろ相談に乗って調整させていただきたいと思っています。

17番 吉村 正君
はい、ありがとうございました。

議長：齋藤 哲君
他にありませんか。

6番：足立 仁行君
はい。

議長：齋藤 哲君
6番 足立委員。

6番：足立 仁行君
足立と申します。土地がこの近くにあるんですけど、かなり造成を県がされるということですが、搬入

はどこの道路を通るとかは大体決まっていますか。

島根県商工労働部企業立地課：原 翔一君

詳細設計は4月からとなっております、まだ詳しいどこからという具体的なことは決まっておりません。それにつきましては4月のところで情報提供する段階で、地元の皆様のご意見を聞いて決めたいと思っております。

6番：足立 仁行君

じゃあまだ地元にも説明はないですね。

島根県商工労働部企業立地課：原 翔一君

そうですね。

島根県商工労働部企業立地課：福原 祥宏君

中では生活道路の中をダンプが通ったりとかならないように県道から入るとかそういう形でやる方向でこれから協議しようと話はしております。

6番：足立 仁行君

4月ごろ分かるんですね。

島根県商工労働部企業立地課：原 翔一君

詳細設計自体は4月以降になってきますので、4月以降の段階でまた皆さんにお示しをして進めていくこととなります。

6番：足立 仁行君

わかりました。

議 長：齋藤 哲君

他にありますか。この20ページの出雲工場の排水状況の排水方法のところ、最終宍道湖へ流入と書いてありますが、これは出雲工場の書類を添付したから宍道湖で、中海じゃないですね。

島根県商工労働部企業立地課：原 翔一君

その通りです。あくまで出雲工場の事例ですので。

議 長：齋藤 哲君

他にありませんか。ないようですので、ここで意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：堀江 規恵君

農業委員会の意見としては、9月の総会において審議を行った安来市農業振興地域整備計画の変更（総合見直し）に対する意見と同様に、地域の営農に支障がないよう配慮すること及び営農に影響のある農業者等に対しては代替地の確保・集積等の支援を行うことの見解を付すことが適当であると考えます。よろしく申し上げます。

議 長：齋藤 哲君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議 長：齋藤 哲君

それでは、意見がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して県知事に報告することにします。

議長：齋藤 哲君

日程第8 議第87号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

議事の前に、安来市農業委員会会議規則 第10条の議事参与制限により、1番 岩崎委員の退席を求めます。それでは議事を進行します。事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

22ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、25ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、貸借権188件、面積27万3千947㎡、使用貸借権70件、面積9万4千765㎡、全体で258件、総面積が36万8千712㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向 直之君

議第87号についてご説明いたします。詳細は26ページから48ページまでです。先に議案の修正についてご報告いたします。34ページ申請番号51は地権者及び耕作者双方から中間管理にて利用権設定をしたいと申し出があったため削除します。本件の利用権設定は別途手続きを進めます。今月の利用集積計画は、番号1から91が農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号92から100までが農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、1番 岩崎委員の退席を解除します。

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第80号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

49ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第19条の規定による届

出書の提出がありましたので報告するものです。50ページから56ページに届出内容が載せていますのでご覧ください。今月の届出については、8件で、相続が8件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第10 報第81号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

57ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。58ページから60ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、10件で、農地法による賃貸借の解約3件、農業経営基盤強化法による賃貸借の解約7件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第11 報第82号 農地法第3条の規定による許可の取消願いについて を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

61ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり許可の取消願いの提出があったので報告するものです。62ページに案件の内容を掲載しています。今月の農地法第3条の規定による許可の取消願いは、1件です。1番は、令和7年1月21日付指令安農委（第3条）第54号により、所有権移転の許可を得ましたが、申請者の都合により許可を取り消すものです。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第20回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時01分)